

資料提供

(県政)

提供年月日：令和5年(2023年)1月25日 17:30
所属名：滋賀県特定家畜伝染病対策本部
総務調整班総務係
担当者名：濱野、加藤（農政水産部）
伊藤、川田（防災危機管理局）
連絡先(内線)：077-528-3861（農政水産部）
077-528-3435（7422）
（防災危機管理局）

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について

内容

1 農場の概要

所在地：大津市

飼養状況：エミュー 6羽、（関連農場 採卵鶏 約40羽）

2 経緯

- 1月25日 9時30分、当該農場から家畜保健衛生所に対し、エミュー1羽が死亡した旨の通報。
- 1月25日、家畜保健衛生所が緊急立ち入りし、死亡家きんについて簡易検査を実施したところ、陽性を確認。
- 今後、家畜保健衛生所で遺伝子検査(PCR検査)を実施する予定。

3 今後の対応

- 緊急の措置として、PCR検査結果が判明するまでの間、以下の対応を実施します。
 - 当該農場における移動の自粛の要請
 - 当該農場周辺の飼養農場の状況等についての早急な把握
- 1月18日に設置した滋賀県特定家畜伝染病対策本部を引き続き運営し、必要な対策の決定等を実施します。
- PCR検査の結果により高病原性鳥インフルエンザと病性決定された場合には、飼養家きんの殺処分、周辺農場における法的な移動制限、畜産関係車両に対する消毒ポイントの運営等、必要な防疫措置を実施します。

その他

- 我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。（内閣府食品安全委員会「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」）
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、飼養者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。
- 特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、飼養者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。